

北区 多文化共生指針

令和7年(2025年)改定版



一人ひとりの個性を尊重し合い、だれもが地域の一員として活躍できる多文化共生のまち 北区



「北区多文化共生指針」をより深く理解するために、以下のように各用語を定義します。

- **多文化共生**

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと
(総務省「多文化共生の推進に関する研究会報告書」平成 18 年(2006 年))

- **日本籍区民**

日本国籍を有する区民

- **外国籍区民**

日本国籍を有しない区民

- **外国人区民**

外国籍区民と同義

本指針では、出典資料に記載されている文言を引用する場合に使用

- **外国籍等区民**

外国籍区民及び、日本国籍を有し外国に文化的背景などのルーツを持つ区民

あいさつ

北区は、平成30年(2018年)7月に策定した「北区多文化共生指針」(以下「本指針」といいます。)のもと、日本籍区民と外国籍区民が地域で相互理解を深め、ともに安心して心豊かに暮らせるまちの実現にむけて、多文化共生施策の推進に取り組んでまいりました。

この間、外国籍等区民の増加・多国籍化が進む中で、地域では今もなお言葉や習慣などの違いからさまざまな課題が生じています。また、デジタル化の進展や気象災害の激甚化など、社会経済情勢は大きく変化しています。

これらの状況を踏まえながら、北区外国人意識・意向調査、北区多文化共生推進検討会におけるご意見などをもとに課題を整理し、このたび、令和7(2025)年度からの10年間を期間として、本指針を改定いたしました。

本指針では、日本籍区民と外国籍区民がともに安心して暮らせるよう、地域生活に必要なコミュニケーション支援のさらなる強化に加え、デジタル技術を活用した効果的な情報発信や、区・支援団体・コミュニティの連携・協働による多文化共生のまちづくりなどの各施策の充実を図りました。

今後も、区は、本指針に掲げた施策を着実に実施し、だれもが地域の一員として活躍できる「多文化共生のまち 北区」の実現に向けて、全力を尽くしてまいります。



最後に、本指針の改定にあたり、区民の皆さまをはじめ、北区多文化共生推進検討会やパブリックコメントなどにおいて、多くの貴重なご意見をいただきました。皆様のご協力に心から感謝申し上げますとともに、今後も区民の皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

令和7年(2025年)4月

北区長 やまだ 加奈子

目次

第1章 北区多文化共生指針の改定にあたって……………	1
1. 改定の背景……………	1
2. 多文化共生指針の位置付け……………	2
3. 指針の期間……………	2
第2章 多文化共生をめぐる現状と課題……………	3
1. 国の動向……………	3
2. 東京都の動向……………	4
3. 北区の現状……………	5
4. 「北区外国人意識・意向調査」の結果……………	10
5. 北区多文化共生指針(平成30(2018)年版)の成果検証……………	18
6. 北区の課題と今後の取組の方向性……………	19
第3章 多文化共生を推進するために……………	23
1. 基本理念(目指すべき姿)……………	23
2. 基本目標……………	25
3. 施策の方向・体系図……………	26
4. 推進体制……………	27
第4章 重点施策……………	28
基本目標1 円滑で豊かなコミュニケーションのための機会づくり……………	28
基本目標2 とともに安心して暮らせる環境づくり……………	31
基本目標3 互いの個性を尊重し、活かす関係づくり……………	35
基本目標4 地域の一員として活躍できる場づくり……………	37
資料編……………	40

第 1 章

北区多文化共生指針の改定にあたって

1. 改定の背景

令和 6 年(2024 年)1 月 1 日現在、北区における外国籍区民の人口は 2 万 7,000 人を超え、総人口に対する外国籍区民の割合は 7.6%に達しました。国籍も 100 を超えるなど多岐にわたっています。また、日本国籍を有していても、外国に文化的背景などのルーツを持つ人もおり、国籍や民族にかかわらず、多様なバックグラウンドを持つ人々が隣り合って生活しているのが当たり前となっています。

区では、平成 30 年(2018 年)7 月に「北区多文化共生指針」を策定し、「日本人と外国人が地域で相互理解を深め、ともに安心して心豊かに暮らせるまち 北区」を基本理念として定め、多文化共生社会の実現に向けて、全庁をあげてさまざまな取組を進めてきました。しかし、指針の策定後、外国籍等区民の増加・多国籍化が進む中で、地域の中では言葉や習慣、文化、宗教などの違いから今もなおさまざまな課題が生じています。また、デジタル化の進展、災害の激甚化、アフターコロナなど、社会を取り巻く環境の変化に適時適切に対応するため、これまで以上に多様性・包摂性のあるまちづくりが求められています。

こうした状況を踏まえ、現在の取組の評価や課題を整理するとともに、多文化共生施策のさらなる充実を目指して、指針の改定を行うこととしました。

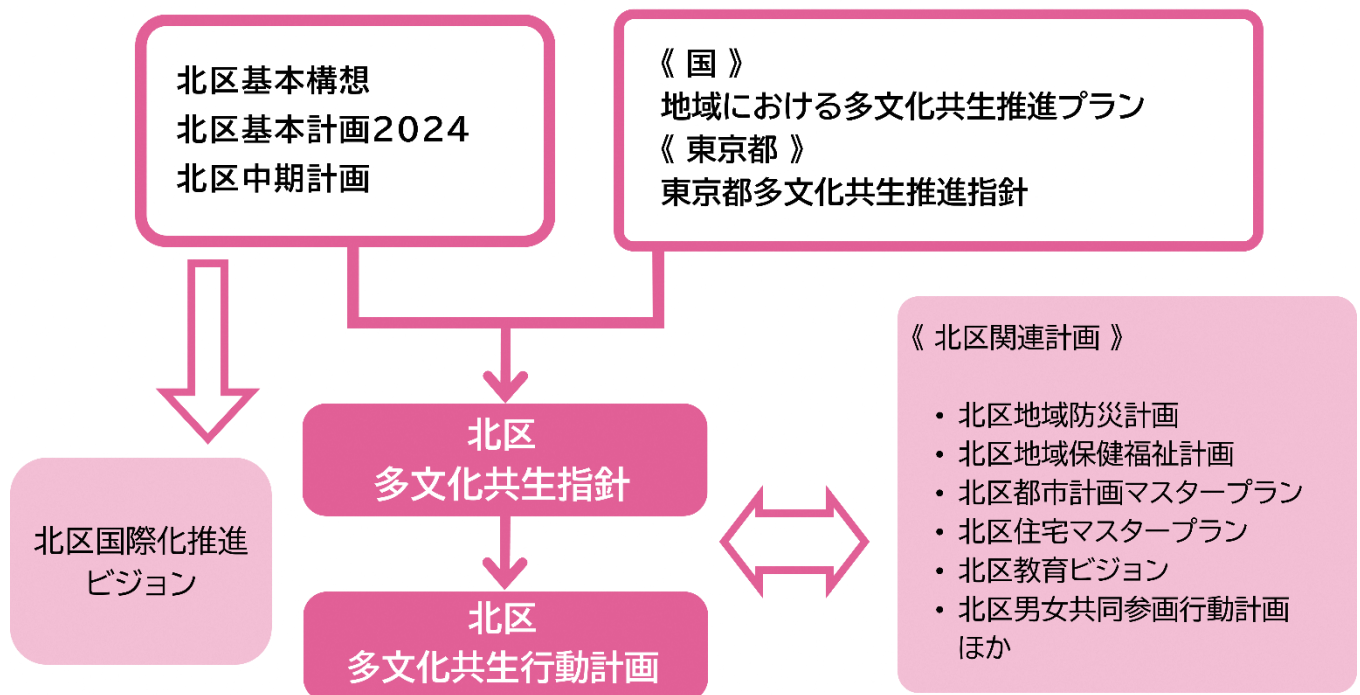
✔ 社会情勢の主な変化

- ・ 外国籍等区民の増加・国籍の多様化
- ・ 多様性(ダイバーシティ)のある社会実現の動き
- ・ デジタル化の進展
- ・ アフターコロナを踏まえた生活様式・コミュニティ意識の変化

2. 多文化共生指針の位置付け

本指針は、北区基本構想(令和5年(2023年)10月策定)に基づき、北区基本計画2024(令和6年(2024年)3月策定)をはじめとする区の関連計画、国のプランや都の指針などとの整合を図りながら、北区国際化推進ビジョン(平成16年(2004年)6月策定)と同様に、北区における多文化共生の推進のための基本的な取組を示す指針として位置付けます。

【イメージ図】



3. 指針の期間

本指針の期間は、令和7(2025)年度から概ね10年間とします。なお、社会情勢や進捗状況などに基づき、必要に応じて指針の見直しを行うなど、柔軟に対応していきます。

第2章

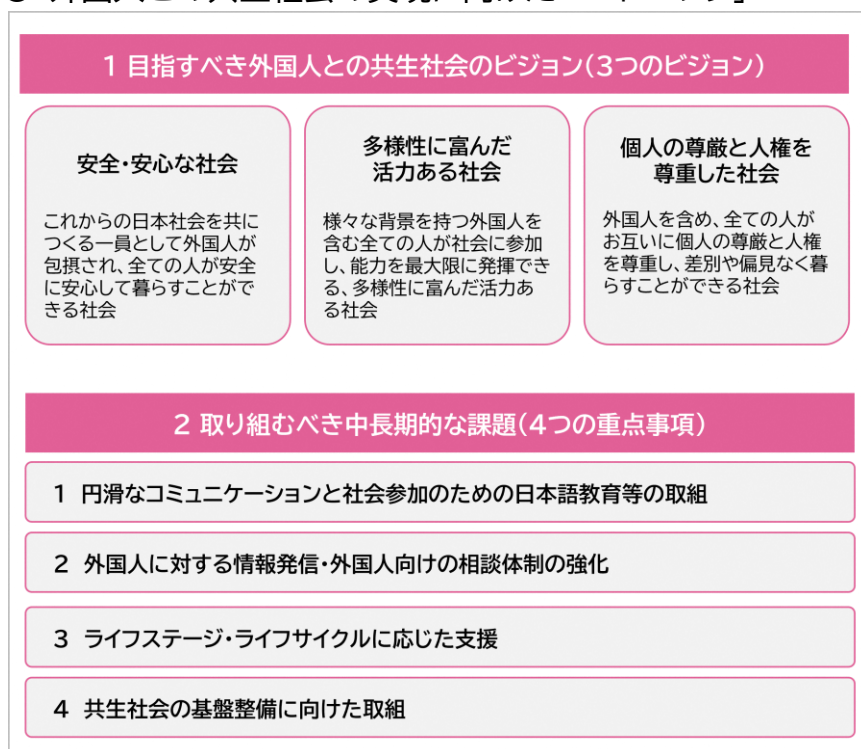
多文化共生をめぐる現状と課題

1. 国の動向

1 外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ

政府は、令和4年(2022年)6月、日本が目指すべき外国人との共生社会のビジョン、そして、その実現に向けて取り組むべき中長期的な課題・具体的施策を示すために、「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」を制定しました。

●「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」



(出入国在留管理庁より引用/
レイアウトのみ本資料に合わせて修正)

2 「地域における多文化共生推進プラン」の改定

国は、国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的差異を認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていく「多文化共生」の地域づくりを推進してきました。

総務省においては、平成18年(2006年)3月に「地域における多文化共生推進プラン」を策定し、令和2年(2020年)9月には、社会経済情勢の変化を踏まえ、同プランを改定しました。このプランは、北区を含む地方公共団体における多文化共生の推進に係る指針の策定に資するために定められているものです。

●総務省「地域における多文化共生推進プラン」改定のポイント

1 多様性と包摂性のある社会の実現による「新たな日常」の構築

ポストコロナ時代の「新たな日常」、ICTの積極的な活用、日本語教育の推進、緊急時情報発信・相談対応の体制を整備

2 外国人住民による地域の活性化やグローバル化への貢献

地域の魅力発信、留学生の地域における就職促進

3 地域社会への外国人住民の積極的な参画と多様な担い手の確保

外国籍住民の主体的な自治会活動・防災活動・他の外国人支援などの担い手となる取組を促進

4 受入れ環境の整備による都市部に集中しないかたちでの外国人材受入れの実現

※北区多文化共生指針改定にあたっては、同プランの主に①②③を参考としています。

2. 東京都の動向

東京都は、平成 28 年(2016 年)2 月に、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会以降も、東京がグローバル都市として持続的に発展するためには、外国籍等都民が日本籍都民と東京で共に活躍していくことが必要不可欠であるという新たな考え方に立った「東京都多文化共生推進指針」を策定しました。多文化共生社会を実現するために、行政、東京都国際交流委員会(後に公益財団法人東京都つながり創生財団へ移管)、区市国際交流協会、支援団体などがそれぞれの役割を踏まえ、相互に連携を図ることが必要不可欠であるとししました。

また、指針で示された目標達成に向け、多文化共生社会づくりや共助社会づくりを推進する事業を実施する団体として、令和 2 年(2020 年)10 月 1 日に、公益財団法人東京都つながり創生財団を設立しました。同財団では、東京都のみならず、区市町村、区市国際交流協会、民間団体など、多様な主体とのネットワークを構築し、多文化共生社会づくりに向けた取組を推進しています。

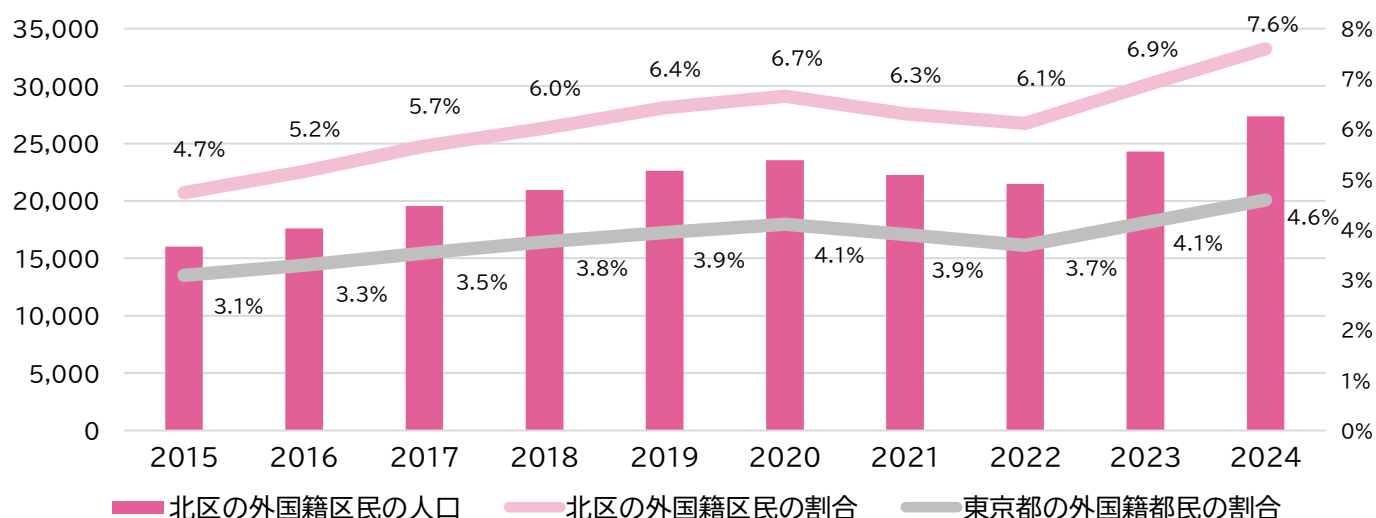
3. 北区の現状

1 外国籍区民の人口推移

- 北区の外国籍区民の人口は令和 6 年(2024 年)1 月現在で 27,362 人であり、総人口に占める外国籍区民の割合は 7.6%といずれも過去最多です。
- 北区の外国籍区民の比率(7.6%)は、23 区においては新宿区(12.6%)、豊島区(11.2%)、荒川区(9.7%)、台東区(8.7%)、港区(8.0%)に続いて高い数字です。
- 令和 2 年(2020 年)から令和 4 年(2022 年)は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により一時的に減少しましたが、その後は増加ペースが早くなっています。

年	外国籍区民	割合	日本籍区民	計
平成26(2014)	14,558	4.3%	320,165	334,723
平成27(2015)	16,005	4.7%	322,079	338,084
平成28(2016)	17,609	5.2%	323,643	341,252
平成29(2017)	19,552	5.7%	325,597	345,149
平成30(2018)	20,954	6.0%	327,076	348,030
平成31(2019)	22,621	6.4%	329,355	351,976
令和2(2020)	23,550	6.7%	330,358	353,908
令和3(2021)	22,271	6.3%	330,887	353,158
令和4(2022)	21,470	6.1%	329,808	351,278
令和5(2023)	24,307	6.9%	329,425	353,732
令和6(2024)	27,362	7.6%	330,339	357,701

外国籍区民の人口と割合の推移



(各年 1 月 1 日現在)

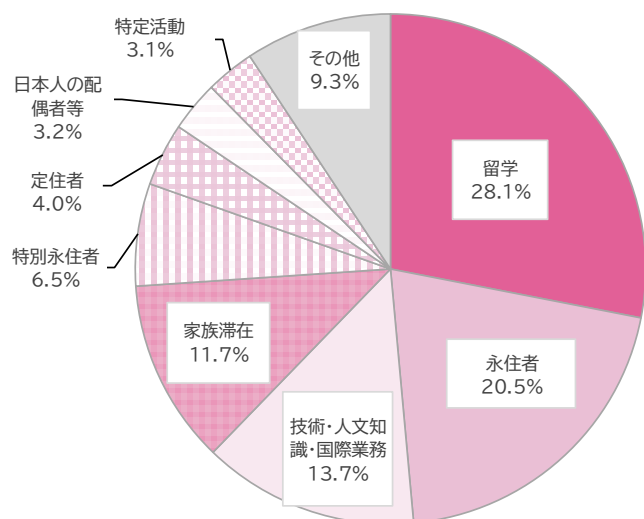
●在留資格別の構成比では「留学」が 22.1%、「永住者」が 22.0%、「技術・人文知識・国際業務」が 18.3%です。

●平成31年(2019年)に比べ増加率が最も大きいのは「特定活動」(81.7%)で、「技術・人文知識・国際業務」(61.6%)、「永住者」(30.0%)と続いています。

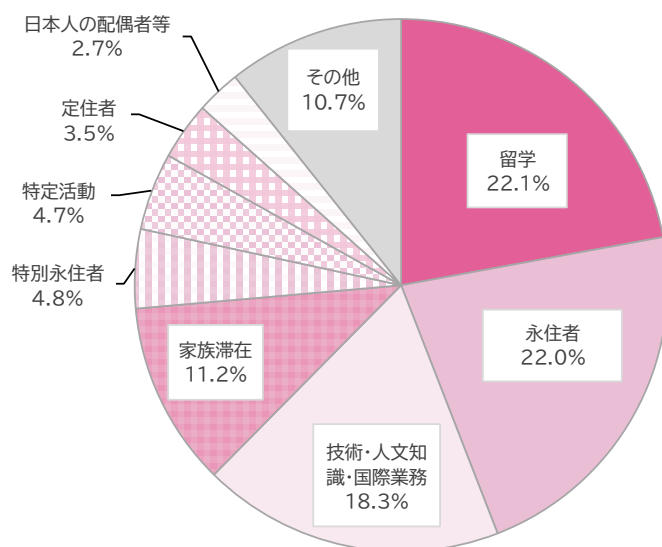
平成31(2019)		令和2(2020)		令和3(2021)		令和4(2022)		令和5(2023)		令和6(2024)	
在留資格	人数	在留資格	人数	在留資格	人数	在留資格	人数	在留資格	人数	在留資格	人数
留学	6,346	留学	6,023	永住者	5,041	永住者	5,331	永住者	5,695	留学	6,034
永住者	4,639	永住者	4,905	留学	4,420	技術・人文知識・国際業務	3,937	留学	4,956	永住者	6,031
技術・人文知識・国際業務	3,095	技術・人文知識・国際業務	3,798	技術・人文知識・国際業務	3,961	留学	3,379	技術・人文知識・国際業務	4,368	技術・人文知識・国際業務	5,001
家族滞在	2,642	家族滞在	2,843	家族滞在	2,744	家族滞在	2,550	家族滞在	2,750	家族滞在	3,055
特別永住者	1,463	特別永住者	1,468	特別永住者	1,440	特別永住者	1,397	特別永住者	1,355	特別永住者	1,304
定住者	908	定住者	890	定住者	869	特定活動	1,132	特定活動	1,034	特定活動	1,290
日本人の配偶者等	714	日本人の配偶者等	765	特定活動	817	定住者	855	定住者	899	定住者	948
特定活動	710	技能	688	日本人の配偶者等	758	日本人の配偶者等	717	日本人の配偶者等	736	日本人の配偶者等	746
その他	2,104	その他	2,170	その他	2,221	その他	2,172	その他	2,514	その他	2,953

(各年 1 月 1 日現在)

在留資格の割合の変化



(平成31年(2019年)1月1日現在)



(令和6年(2024年)1月1日現在)

3 国籍・地域別の人口

●国籍・地域別に見ると、中国が 13,053 人で全体の 47.7%、韓国が 2,379 人で 8.7%、ベトナムが 2,099 人で 7.7%です。

●近年、ミャンマー、ネパール、バングラデシュ国籍の区民が増えています。

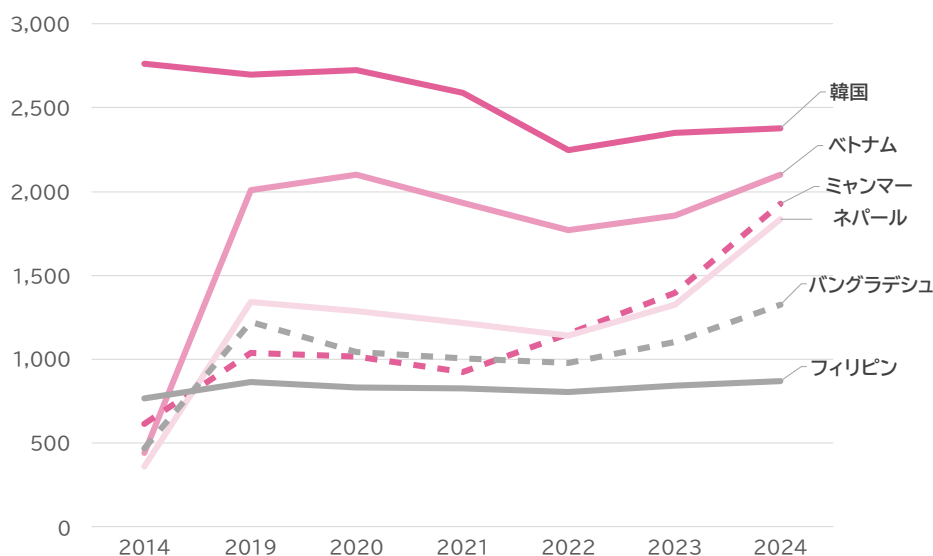
平成26(2014)		平成31(2019)		令和2(2020)		令和3(2021)		令和4(2022)		令和5(2023)		令和6(2024)	
国籍	人数	国籍	人数	国籍	人数	国籍	人数	国籍	人数	国籍	人数	国籍	人数
中国	7,836	中国	11,324	中国	12,287	中国	11,651	中国	10,510	中国	11,997	中国	13,053
韓国・朝鮮	2,762	韓国・朝鮮	2,698	韓国・朝鮮	2,727	韓国・朝鮮	2,589	韓国	2,246	韓国	2,353	韓国	2,379
フィリピン	767	ベトナム	2,008	ベトナム	2,099	ベトナム	1,935	ベトナム	1,767	ベトナム	1,857	ベトナム	2,099
ミャンマー	611	ネパール	1,342	ネパール	1,286	ネパール	1,218	ミャンマー	1,151	ミャンマー	1,394	ミャンマー	1,929
バングラデシュ	469	バングラデシュ	1,222	バングラデシュ	1,043	バングラデシュ	1,002	ネパール	1,141	ネパール	1,327	ネパール	1,835
ベトナム	433	ミャンマー	1,038	ミャンマー	1,015	ミャンマー	921	バングラデシュ	979	バングラデシュ	1,100	バングラデシュ	1,325
ネパール	357	フィリピン	863	フィリピン	830	フィリピン	824	フィリピン	805	フィリピン	840	フィリピン	868
米国	178	米国	247	米国	262	米国	248	台湾	563	台湾	600	台湾	692
タイ	145	フランス	204	フランス	238	フランス	227	朝鮮	255	米国	318	米国	338
インド	116	インド	194	インド	212	タイ	204	米国	250	フランス	271	フランス	322
その他	884	その他	1,481	その他	1,551	その他	1,452	その他	1,803	その他	2,250	その他	2,522

(各年 1 月 1 日現在)

※韓国については、令和 3 年(2021 年)の統計までは「韓国・朝鮮」として計上していましたが、令和 4 年(2022 年)の統計からは「韓国」と「朝鮮」に分けて計上しています。

※台湾については、令和 3 年(2021 年)の統計までは「中国」と「台湾」を合わせて「中国」と計上していましたが、令和 4 年(2022 年)の統計からは「台湾」の表記がなされた在留カードなどの交付を受けた者を「台湾」に計上しています。

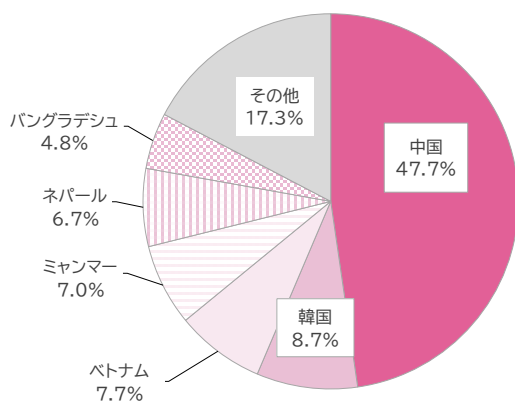
国籍・地域別 人口推移(中国を除く上位の比較)



(各年 1 月 1 日現在)

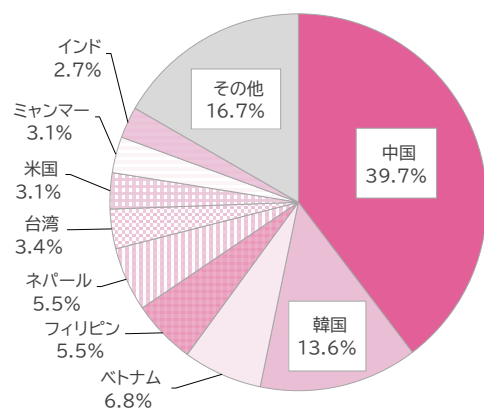
- 東京都の国籍別割合と比較すると、北区は中国(+8 ポイント)、ミャンマー(+3.9 ポイント)、バングラデシュ(+3.8 ポイント)の国籍の割合が高いです。

北区の国籍・地域別人口割合



(令和 6 年(2024 年)1 月 1 日現在)

東京都の国籍・地域別人口割合



(令和 6 年(2024 年)1 月 1 日現在)

4 年齢階級別人口

- 外国籍区民の年齢構成比は 20 代が 34.8%と最も多く、30 代、40 代の順となっています。一方で、日本籍区民は 40 代に次ぎ、30 代、50 代が多い構成となっています。
- 外国籍区民の人口は 20 代及び 30 代で全体の約 60%を占め、若年層が多くなっています。
- 総人口で見ると、20 代の約 5 人に 1 人は外国籍区民です。

年齢	外国籍区民		日本籍区民		外国籍+日本籍区民		外国籍区民の割合
	人口	構成比	人口	構成比	総人口	構成比	
0～9歳	1,712	6.3%	23,362	7.1%	25,074	7.0%	6.8%
10～19歳	1,909	7.0%	21,790	6.6%	23,699	6.6%	8.1%
20～29歳	9,518	34.8%	41,819	12.7%	51,337	14.4%	18.5%
30～39歳	6,782	24.8%	46,947	14.2%	53,729	15.0%	12.6%
40～49歳	3,615	13.2%	48,749	14.8%	52,364	14.6%	6.9%
50～59歳	2,090	7.6%	46,758	14.2%	48,848	13.7%	4.3%
60～69歳	1,131	4.1%	32,914	10.0%	34,045	9.5%	3.3%
70～79歳	433	1.6%	36,953	11.2%	37,386	10.5%	1.2%
80歳以上	172	0.6%	31,047	9.4%	31,219	8.7%	0.6%
合計	27,362	100.0%	330,339	100.0%	357,701	100.0%	7.6%

(令和 6 年(2024 年)1 月 1 日現在)

5

地区別の人口

- 地区別にみると、滝野川東地区の外国籍区民の人口の割合が 11.6%と高くなっています。次いで浮間地区(8.5%)、王子西地区(8.4%)の順となっています。

7地区	日本籍区民人口			外国籍区民人口			総人口	外国籍区民割合
	男	女	合計	男	女	合計		
浮間	10,968	11,184	22,152	983	1,087	2,070	24,222	8.5%
赤羽西	28,725	30,180	58,905	1,996	1,996	3,992	62,897	6.3%
赤羽東	27,488	26,139	53,627	1,867	1,818	3,685	57,312	6.4%
王子西	28,714	29,069	57,783	2,732	2,546	5,278	63,061	8.4%
王子東	23,085	24,407	47,492	2,177	2,140	4,317	51,809	8.3%
滝野川西	34,568	35,828	70,396	2,704	2,683	5,387	75,783	7.1%
滝野川東	10,279	9,705	19,984	1,402	1,231	2,633	22,617	11.6%
合計	163,827	166,512	330,339	13,861	13,501	27,362	357,701	7.6%

(令和 6 年 1 月 1 日現在)

※浮間地区…浮間の全域 / 赤羽西地区…赤羽北・桐ヶ丘・赤羽台・赤羽西・西が丘の全域、上十条・十条仲原・中十条の一部 / 赤羽東地区…赤羽・岩淵町・志茂・赤羽南の全域、神谷・東十条の一部 / 王子西地区…岸町・十条台・王子本町の全域、上十条・十条仲原・中十条・滝野川の一部 / 王子東地区…王子・豊島・堀船の全域、東十条・神谷の一部 / 滝野川西地区…西ヶ原・中里・田端の全域、滝野川・上中里の一部 / 滝野川東地区…栄町、昭和町、東田端、田端新町の全域、上中里の一部



6

今後の人口の推計

- 令和 3 年(2021 年)10月にまとめた北区人口推計調査報告書において、外国籍区民の人口は増加を続け、令和 23 年(2041 年)には 31,763 人まで増加すると推計されています。
- 令和7年(2025年)1月時点の実績は31,471人(8.7%)であり、推計の増加ペースを大幅に上回って推移しています。

年	外国人	割合	日本人	計
令和3(2021)	22,271	6.3%	330,887	353,158
令和8(2026)	24,008	6.6%	337,152	361,160
令和13(2031)	26,609	7.3%	338,068	364,677
令和18(2036)	29,199	8.0%	336,010	365,209
令和23(2041)	31,763	8.7%	333,302	365,065

(令和 3 年(2021 年)10 月北区人口推計調査報告書)

4.「北区外国人意識・意向調査」の結果

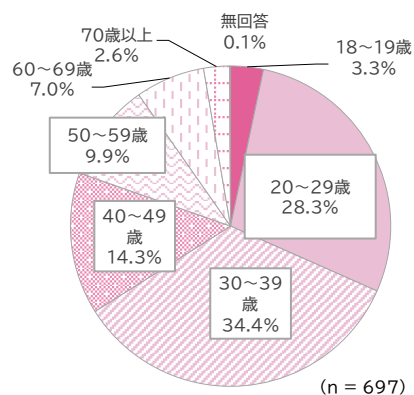
令和 5(2023)年度、北区の外国籍区民を対象として、生活の実態や区に対する意見・要望を把握し、現状の分析や今後の多文化共生の推進に役立てることを目的とした調査を実施しました。以下に、その概要を記載します。

【調査概要】

- 調査地域：区内全域
- 調査期間：令和 5 年(2023 年)11 月 6 日～11 月 30 日
- 調査対象：北区在住の 18 歳以上の外国人区民
- 回答数：697 件(発送数 2,000 件／有効回収率 34.9%)
- 抽出方法：住民基本台帳から層化二段無作為抽出

【回答者属性】

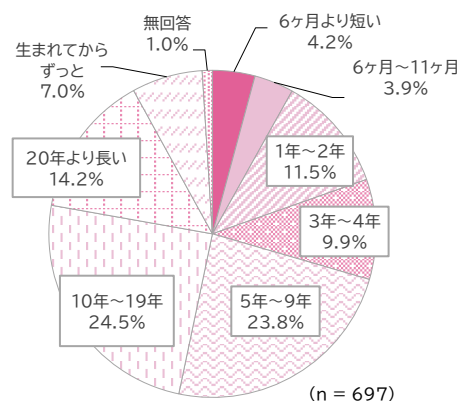
○年齢



○国籍・出身地

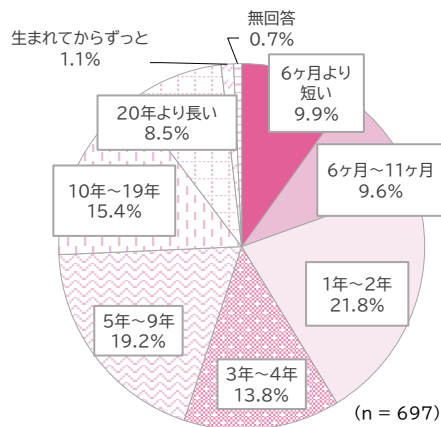
項目	回答者数	割合
中国	345	49.5%
韓国・朝鮮	75	10.8%
ベトナム	65	9.3%
フィリピン	37	5.3%
バングラデシュ	28	4.0%
ミャンマー	27	3.9%
ネパール	27	3.9%
台湾	23	3.3%
アメリカ合衆国	7	1.0%
フランス	7	1.0%
タイ	6	0.9%
インド	3	0.4%
その他	47	6.7%
全体	697	100.0%

○日本在住期間



- 20 代から 30 代で 6 割以上を占める
- 中国がおよそ半数を占める
- 日本での在住期間は「10～19 年」の割合が最も高く、1 年未満は 1 割に満たない

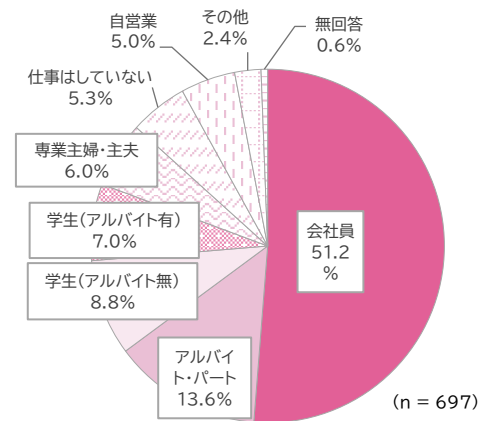
○北区在住期間



○区内在住地域

項目	回答者数	割合
赤羽地域(浮間・赤羽北・桐ヶ丘・赤羽台・赤羽西・西が丘・岩淵町・志茂・赤羽南など)	244	35.0%
王子地域(中十条・岸町・十条台・王子本町・東十条・王子・豊島・堀船など)	267	38.3%
滝野川地域(滝野川・西ヶ原・上中里・中里・田端・栄町・昭和町・東田端・田端新町など)	177	25.4%
無回答	9	1.3%
全体	697	100.0%

○職業

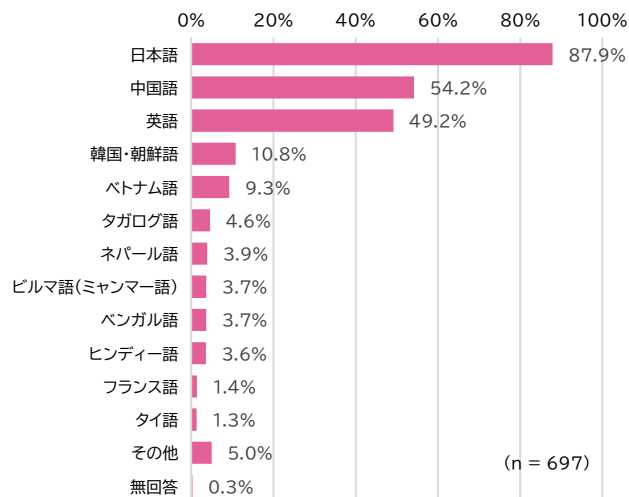


- 北区での在住期間は「1～2 年」の割合が最も高く、1 年未満が比較的少ない
- 「赤羽地域」「王子地域」に住んでいる人の割合が比較的高い
- 「会社員」が 5 割を占める

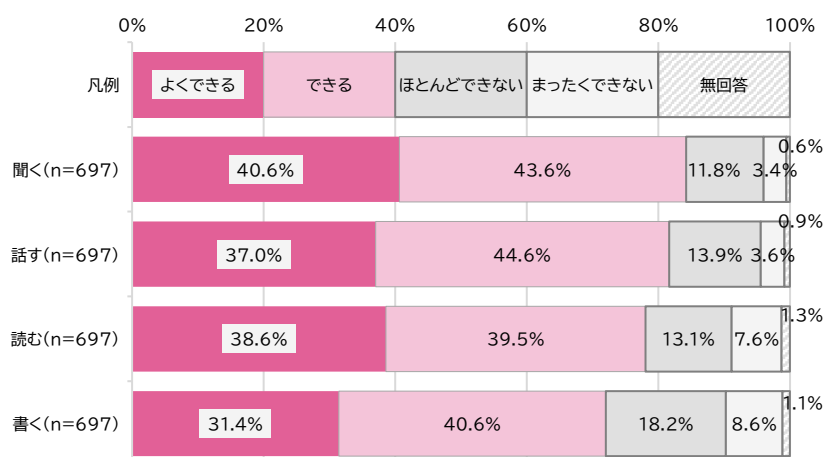
【主な調査結果】

ことばについて

○話すことができる言葉(複数回答可)



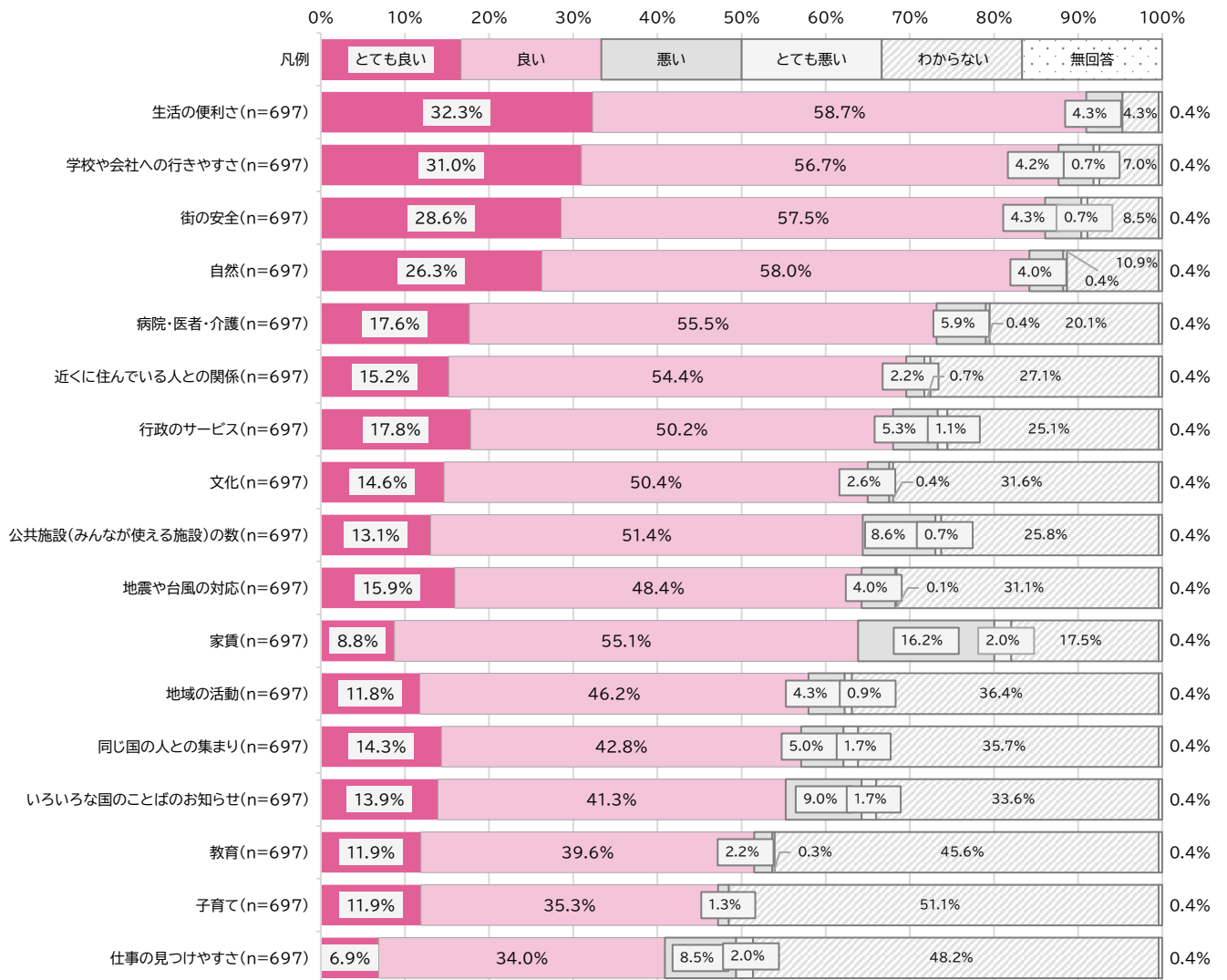
○どれくらい日本語ができるか



- 9 割弱の人は日本語を話せる
- すべての項目に対して「できる」が 7～8 割であるが、「書く」「読む」ができない人が比較的多い

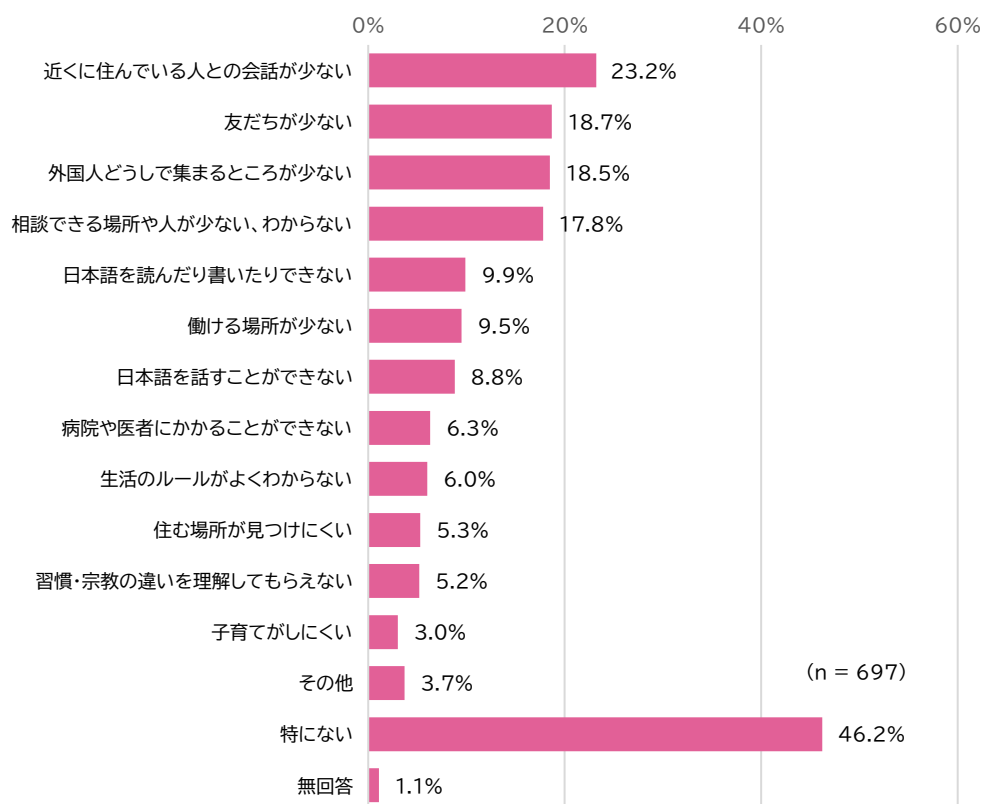
暮らしについて

○北区のどこが良く、どこが悪いと思うか



- 「生活の便利さ」に 9 割以上が「良い」と回答

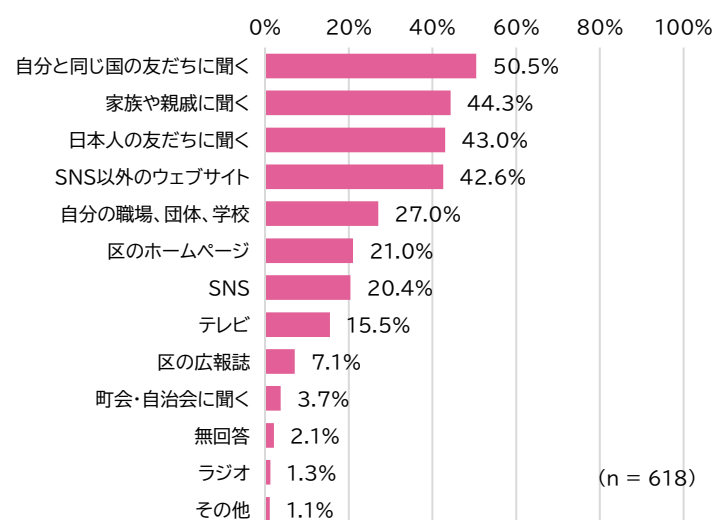
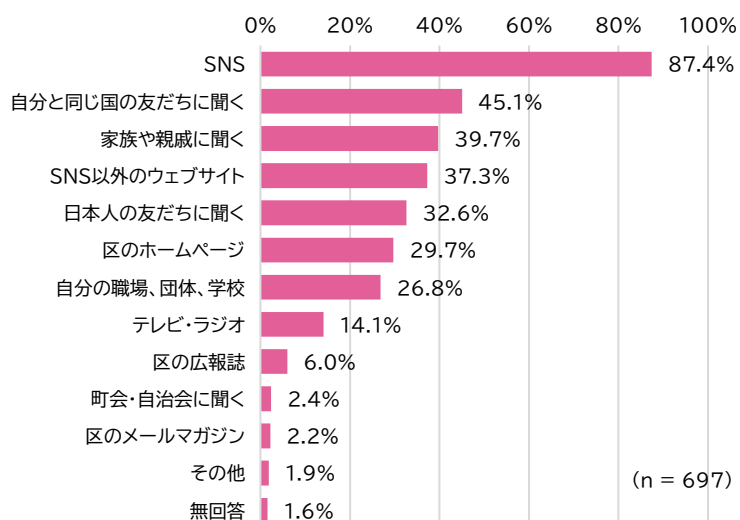
○北区で生活していて困ること(複数回答可)



- 近隣住民とのコミュニケーションや、友達の少なさなどで困っている

○知りたいことをどうやって調べるか(複数回答可)

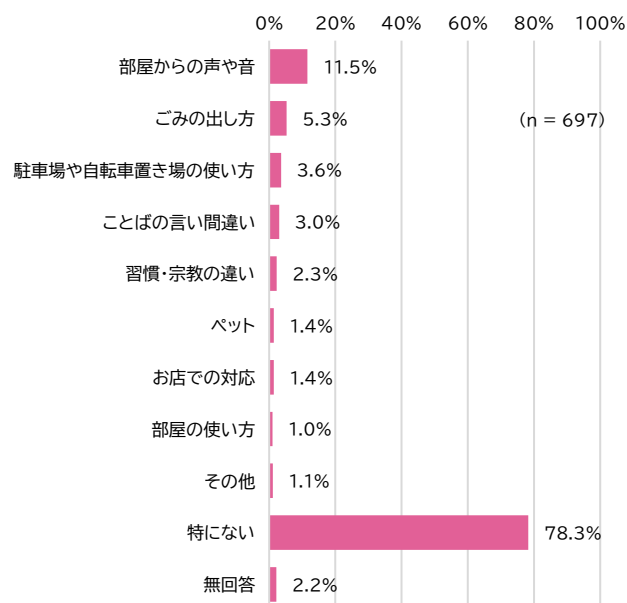
<参考:令和元(2019)年度調査結果>



- 前回に比べて、「SNS」の回答が 67.0 ポイント増加し、1位に

○近くに住む人とのトラブルの経験

(複数回答可)



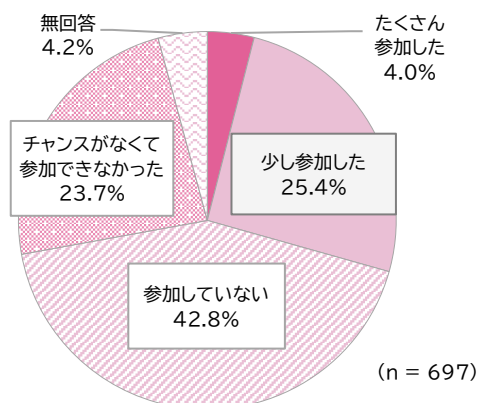
- 部屋からの声や音のトラブル経験者が 1 割
- 一方で「特にない」はおよそ 8 割

○近くに住む人とどんな付き合いがあるか

項目	回答者数	割合
あいさつをするだけ	417	59.8%
日常生活の話をする	47	6.7%
困ったときに助け合っている	28	4.0%
友達として付き合い合っている	26	3.7%
家族のように親しく付き合い合っている	7	1.0%
イベントなどで知り合うがその後の付き合いはない	4	0.6%
その他	2	0.3%
付き合いはまったくない	153	22.0%
無回答	13	1.9%
全体	697	100.0%

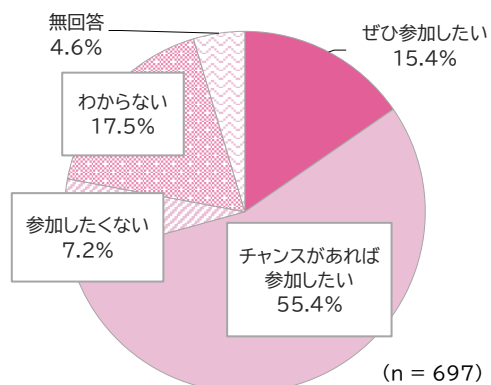
- あいさつするだけの人がおよそ 6 割

○地域活動への参加状況



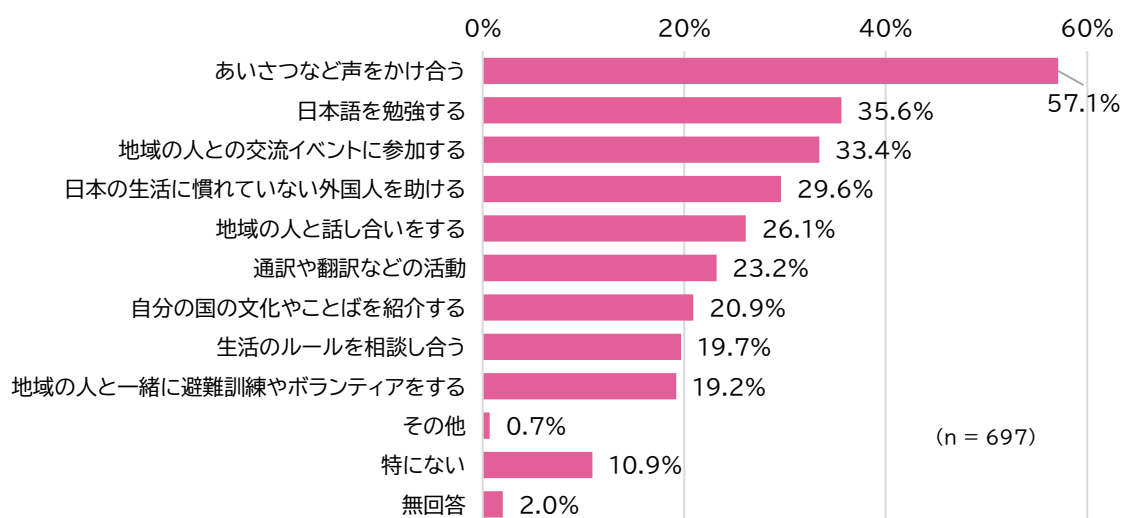
- 少しでも地域活動に参加した人は 3 割

○今後、地域活動に参加したいと思うか



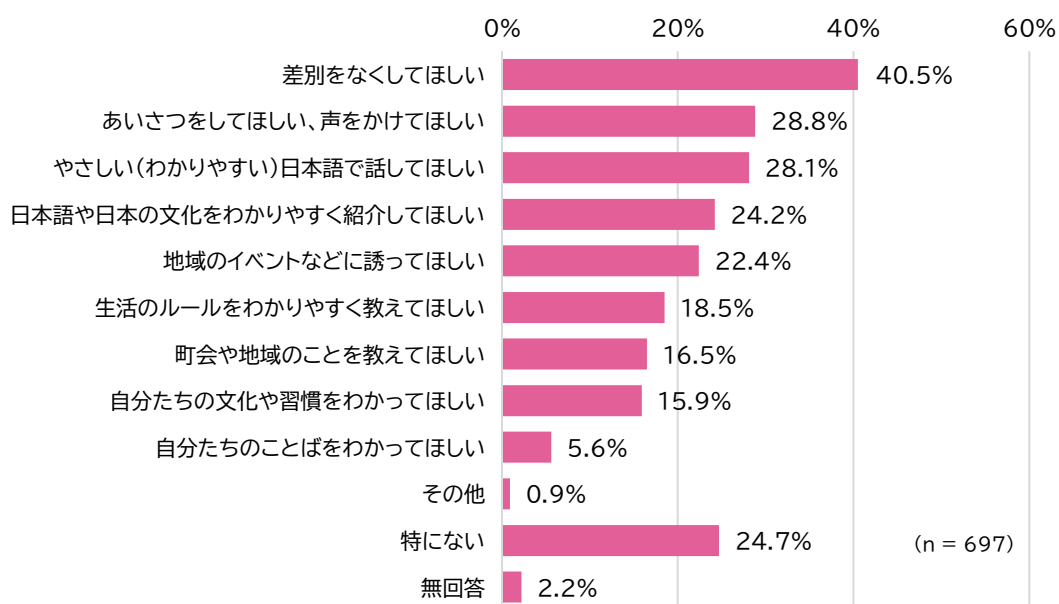
- 7 割以上の人が地域活動に参加したいと思っている

○地域の人と生活するためにできること(複数回答可)



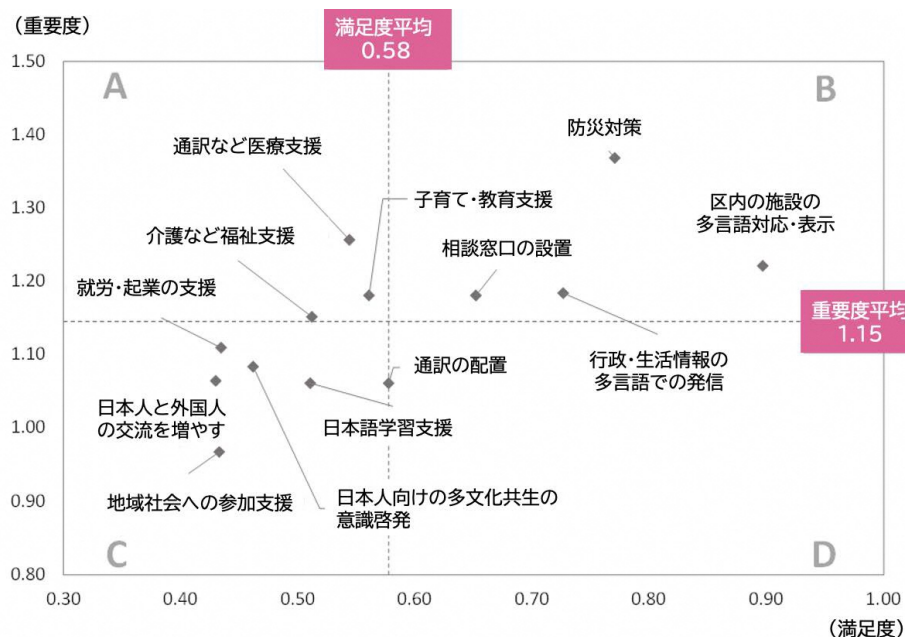
- 「あいさつなど声をかけ合う」と回答した人がおよそ 6 割

○日本人にしてほしいこと(複数回答可)



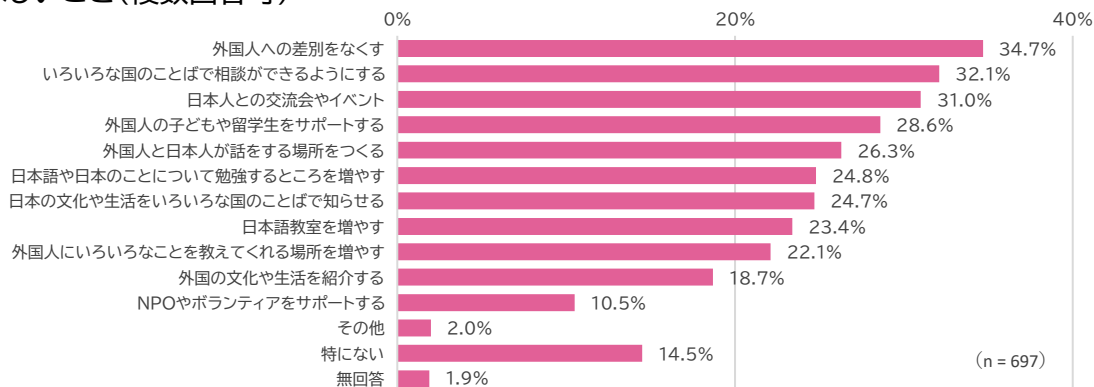
- 差別をなくす、あいさつをする、やさしい日本語で話すことが求められている

○北区が行っている取組への満足度と重要度の相関



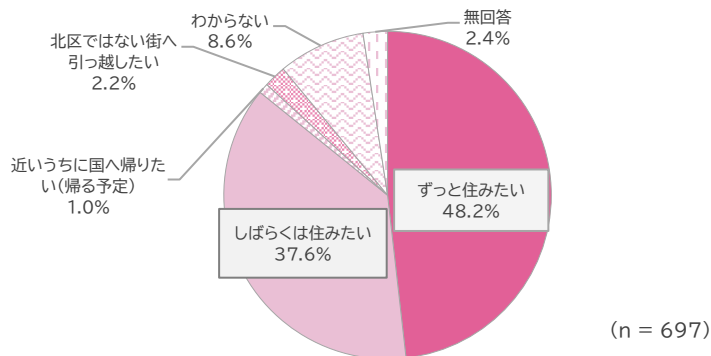
- 満足度は低いが、重要度は高いものは「通訳など医療支援」など3つ

○北区にしてほしいこと(複数回答可)



- 外国人への差別をなくす、多言語での相談、日本人との交流の要望が多い

○今後も北区に住みたいか



- 8割以上は今後も北区に住みたいと思っている

【北区民意識・意向調査との比較】

日本籍区民と外国籍区民の意識・意向の差異を分析するため、「北区民意識・意向調査報告書（令和3年(2021年)10月）」より、「北区外国人意識・意向調査」と類似する設問の比較を行いました。

※「北区民意識・意向調査」の対象者は、令和3(2021)年1月1日現在の北区在住の18歳以上の区民(2,000人を無作為抽出)です。

対象者に外国籍区民が含まれているため、分析の際は、日本籍区民のみ抽出し、比較を行いました。表中の「北区民意識・意向調査」の数値は、日本国籍の数値を記載しています。

北区外国人意識・意向調査 (令和5(2023)年度実施)	Q28	北区で地域の人と生活していくためにあなたは何かができますか。
	結果	「あいさつなど声をかけ合う」が57.1%と最も高く、「日本語を勉強する」(35.6%)、「地域の人との交流イベントに参加する」(33.4%)と続いている。
北区民意識・意向調査 (令和3(2021)年度実施)	問24	外国人区民と日本人区民がお互いを尊重しながら共存していくため、重要な取組みは何だと思いますか。
	結果	「日本人区民と外国人区民のコミュニケーション機会の拡大」が31.7%と最も高く、「外国人区民が日本語や日本文化を学ぶ機会の充実(26.0%)」、「日本人区民が異文化や生活習慣の違いを理解する機会の充実(23.8%)」と続いている。

質問及び選択肢が異なるため厳密には比較できないものの、多文化共生を進めるために重要なこととしては、外国籍区民、日本籍区民ともに「コミュニケーション機会の創出」が1位、「日本語の学習」が2位になっています。

5. 北区多文化共生指針(平成 30(2018)年版)の成果検証

北区は、平成 30 年(2018 年)7 月に「北区多文化共生指針」を策定し、「日本人と外国人が地域で相互理解を深め、ともに安心して心豊かに暮らせるまち 北区」を基本理念に掲げ、外国籍等区民に寄り添いながら、さまざまな取組を実施してきました。

今回、指針の策定から 5 年が経過したことを受け、目指すべき姿にどれだけ近づいたかを測るため、「北区外国人意識・意向調査」の前回(令和元(2019)年度)と今回(令和 5(2023)年度)の調査結果を比較しました。これらの比較だけではすべての成果を測ることはできませんが、一例としましては、以下のとおりです。

近隣住民とのトラブルの経験

項目名	指針策定の翌年の調査 令和元(2019)年度	今回調査 令和 5(2023)年度
ことばの言い間違い	12.0%	3.0%
部屋からの声や音	9.7%	11.5%
ごみの出し方	4.0%	5.3%

日本人にしてほしいこと

項目名	指針策定の翌年の調査 令和元(2019)年度	今回調査 令和 5(2023)年度
差別をなくしてほしい	40.6%	40.5%
文化や習慣を分かってほしい	25.6%	15.9%
あいさつをしてほしい	17.8%	28.8%

検証結果のポイント

指針策定後に北区日本語教室を開始するなど日本語学習の充実を行った結果、ことばの言い間違いのトラブルを経験した人は大きく減少しました。一方で、外国籍区民の人口が増加する中で、部屋からの声や音、ごみの出し方については、トラブルを経験した人が増加しています。

また、さまざまな機会に異文化の理解や交流の促進を図ってきましたが、「差別をなくしてほしい」「あいさつをしてほしい」と答える外国籍区民の割合は改善されていません。

これらの結果は成果を測るための指標と捉えていますが、「北区多文化共生指針」で掲げた基本理念(目指すべき姿)の実現に向けては、他にもさまざまな課題があります。区は、これらの課題について、次の「6. 北区の課題と今後の取組の方向性」において整理し、施策をさらに推進していくこととします。

6. 北区の課題と今後の取組の方向性

「北区外国人意識・意向調査」(以下「2023年調査」という。)や関連団体へのアンケート、北区多文化共生推進検討会などにおける議論から、以下のような課題が挙げられました。

1 情報提供やコミュニケーション

情報提供の多言語化

現状の取組

- ・ 行政・生活情報、公式ホームページ、紙媒体、区内の施設の表示などの多言語化を進めています。
- ・ 外国籍等区民が母語で必要な区政情報を取得できるよう、令和6(2024)年度の公式ホームページのリニューアルにあわせて、翻訳言語を131言語に増やしました。
- ・ コロナ禍においては、ワクチン接種のコールセンターを多言語対応とするなど、外国籍等区民にも配慮した対応を実施しました。
- ・ 区職員に対する「やさしい日本語」研修、パンフレットなどのやさしい日本語での作成を推進しています。

✓ 「やさしい日本語」とは

難しい言葉を言い換えるなど、相手に配慮したわかりやすい日本語のことです。日本語を勉強中の外国籍等区民をはじめ、高齢者や障害のある人などに、わかりやすく情報を伝えることを目的としています。

たとえば…

高台に避難してください ⇒ ^{たか}高いところに ^に逃げてください。
土足厳禁 ⇒ ^{くつ}靴を ^ぬ脱いでください。

今後の取組の方向性

- ・ 定住する外国籍等区民は今後も増え、多言語化への需要がさらに増えることが見込まれます。
- ・ 2023年調査では、話すことができることばは、日本語が88%、中国語が54%、英語が49%となっていました。外国籍等区民が円滑で豊かなコミュニケーションをとることができるよう、引き続き主要な言語を中心とした多言語での情報提供や「やさしい日本語」の普及が必要です。

▶ 課題1 多言語・やさしい日本語での対応

日本語学習

現状の取組

- ・ 令和 4(2022)年度から、日本語能力が基礎段階である外国籍等区民を対象とした北区日本語教室を開催し、生活に必要な日本語を学習する機会を提供しています。
- ・ 令和 6(2024)年度から、地域の日本語ボランティア教室に対する運営費補助事業を開始するなど、地域における日本語教育体制の充実を図っています。

今後の取組の方向性

- ・ 2023 年調査では、日本語能力について、「まったくできない」「ほとんどできない」と答えた人は、「聞く」15%、「話す」18%、「読む」21%、「書く」27%の割合でした。
- ・ 引き続き北区日本語教室などの取組を進めるとともに、日本語学習支援を実施する団体との連携、日本語学習支援者の育成など、外国籍等区民が日本語を学ぶ機会をつくっていく必要があります。



課題2 日本語学習機会の充実

2 地域生活での困りごとの解決

現状の取組

- ・ ゴミ出し、税、健康保険などの生活情報や防災情報について、多言語及びやさしい日本語による対応を充実させています。
- ・ 防災知識の普及・啓発の取組として、外国籍等区民を対象とした防災講座を開催しています。

今後の取組の方向性

- ・ 2023 年調査では、前回の2019年調査よりも、部屋からの騒音、ごみの出し方について近隣住民とのトラブルを経験した人が増加しているという結果となりました。習慣の違いや生活ルールの理解不足から引き続きトラブルが生じています。
- ・ 外国籍等区民から、「日本の学校制度がわからない」「相談できる場所や人が少ない、わからない」といった困りごとの声もあがっています。
- ・ 区の取組に対する評価では、「通訳など医療支援」「子育て・教育支援」「介護など福祉支援」が、今後の重要度は高いものの、現在の満足度が低いという結果が出ています。その原因の一つに、情報不足により支援を十分に受けられないといった課題

が生じている可能性があります。

- ・ 2023 年調査では、8 割以上の外国籍区民が知りたいことを SNS で調べていることがわかりました。
- ・ 外国籍等区民が必要な情報を入手し、安心して暮らせる環境をつくっていくため、区は効果的な情報発信のあり方や多言語による相談支援体制の充実などを検討する必要があります。
- ・ 外国籍等区民の増加に伴うさまざまな課題に対応するため、日本籍区民からの相談対応を充実させる必要があります。

▶ 課題3 効果的な情報発信

▶ 課題4 相談支援体制の充実

3 多文化共生に向けた意識啓発

現状の取組

- ・ ふるさと北区区民まつりにおいて、「国際ふれあい広場」を設置し、多文化共生の意識啓発を行っています。
- ・ 外国籍等区民に対して、日本文化の体験や異文化交流イベント、外国語と日本語による絵本のおはなし会などを実施しています。

今後の取組の方向性

- ・ 2023 年調査では、前回の2019年調査と同様に、日本人や北区への要望として「外国人への差別をなくす」と答えた人が最も多くなっています。また、令和 3（2021）年度の北区民意識・意向調査においても、区民が最も感じたことのある差別は「国籍」となっています。
- ・ ふるさと北区区民まつり「国際ふれあい広場」をはじめ交流の場を設置し、多文化共生を PR していますが、「外国籍等区民と日本籍区民の交流が少ない」といった声も挙がっています。
- ・ 引き続きイベントなどを通じた交流や意識啓発の機会創出を図り、互いについて知り、互いの個性を尊重し、活かすための関係づくりが重要です。

▶ 課題5 異文化理解の推進

▶ 課題6 交流機会の創出

現状の取組

- ・ 町会・自治会への意識啓発と、加入を促進しています。
- ・ 区内の大学、外国語学校、支援団体など多様な主体との連携を推進しています。

今後の取組の方向性

- ・ 2023 年調査では、地域活動に少しでも参加したことがある外国籍区民はおよそ3割でした。一方で、これから参加したいと回答した外国籍区民は7割に達しています。地域活動に対する参加意向は高いものの、情報が少ない、わかりにくいことなどにより、地域活動に参加しない(できない)という意見もあがっています。
- ・ 若年層の割合が高い外国籍等区民が地域に積極的に参加していくことは、地域の活性化に加え、地域社会の担い手の確保にもつながります。そのため、町会の情報や地域が主催するイベントなどについて、情報提供の充実を図ることが重要です。
- ・ 区と外国籍等区民を支援する団体やコミュニティの連携・協働を深め、地域の一員として活動できる場をつくっていくことが求められます。



課題7 区・支援団体・コミュニティの連携・協働の促進



課題8 地域活動への参画促進

コラム

東京都北区多文化共生推進検討会

本指針の改定にあたり、区の取組の評価や指針の見直しについて検討するため、日本籍と外国籍の双方の委員で構成する「東京都北区多文化共生推進検討会」を設置しました。

検討会では、北区外国人意識・意向調査の実施、北区における多文化共生の現状と課題、基本理念や基本目標の見直しなど、令和5年(2023年)8月から令和7年(2025年)2月まで全7回にわたって検討を行いました。

日本語教育や効果的な情報発信、異文化理解、地域活動への参画などについて、各委員から実体験に基づく貴重な意見をいただき、多文化共生を推進するための施策の課題や方向性を整理することができました。

第3章

多文化共生を推進するために

1. 基本理念(目指すべき姿)

平成30年(2018年)7月に策定した北区多文化共生指針では、「日本人と外国人が地域で相互理解を深め、ともに安心して心豊かに暮らせるまち 北区」を基本理念に掲げました。これからもこの基本理念に込めた想いを継承し、北区における多文化共生社会の実現に向けた取組を進めていきます。

一方、北区の最上位の指針である「北区基本構想」が、令和5年(2023年)10月に新たに策定され、区政を進めるにあたっての理念の一つとして、「平和と人権・多様性を尊重するまちづくり」が定められました。この北区基本構想が目指す北区を創り上げるためには、国籍や文化にかかわらず、さまざまな個性が尊重され、いかなる差別を受けることなく、だれもが持てる能力を十分に発揮できる多文化共生に向けた環境を整備することが必要です。

このような想いから、新しい北区多文化共生指針においては、

基本理念の変更

**一人ひとりの個性を尊重し合い、
だれもが地域の一員として活躍できる
多文化共生のまち 北区**

をわたしたちの望みとして、基本理念に掲げます。

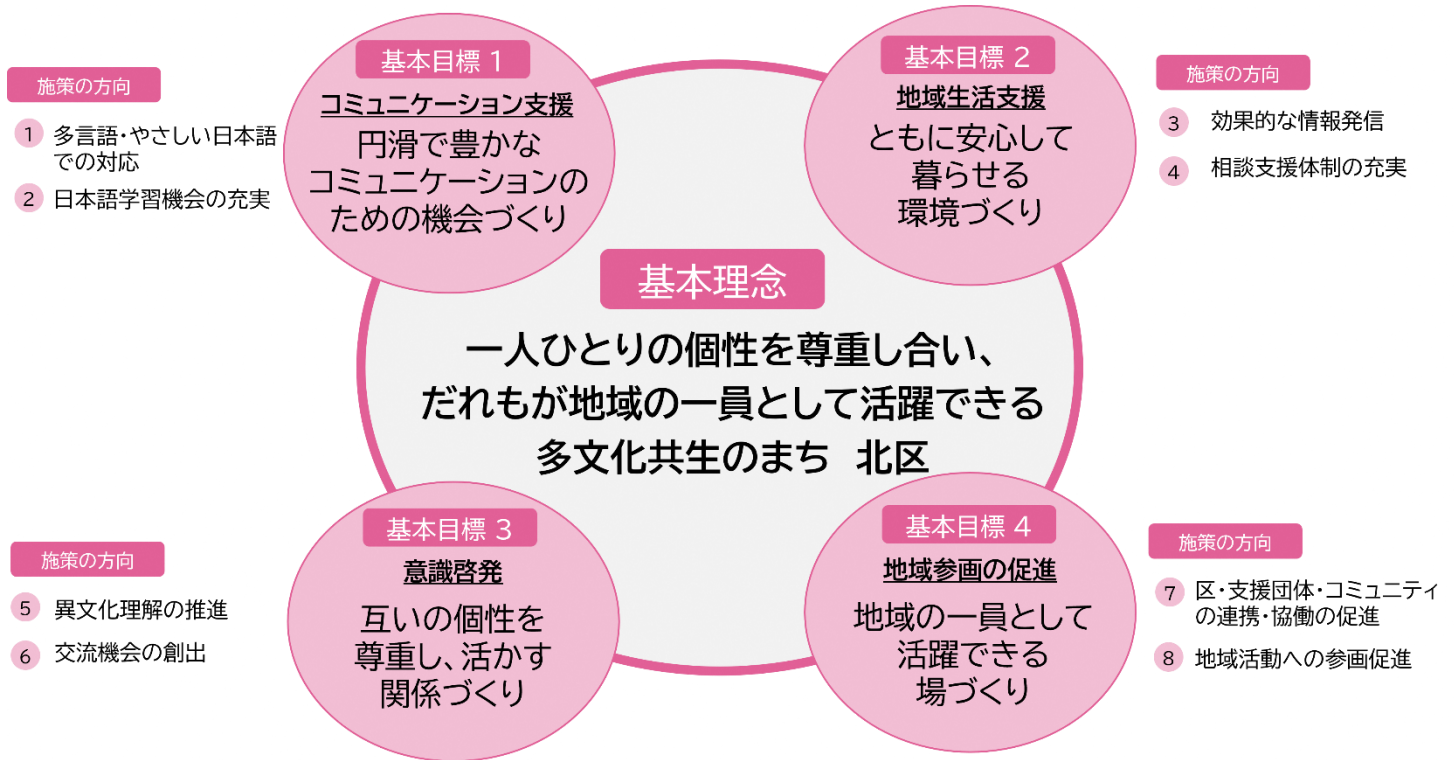
この基本理念は、国籍や文化にかかわらず、だれもが互いの個性を尊重し合い、地域の一員として、自分らしく活躍できる地域社会をつくることを目指したものです。

改定のポイント

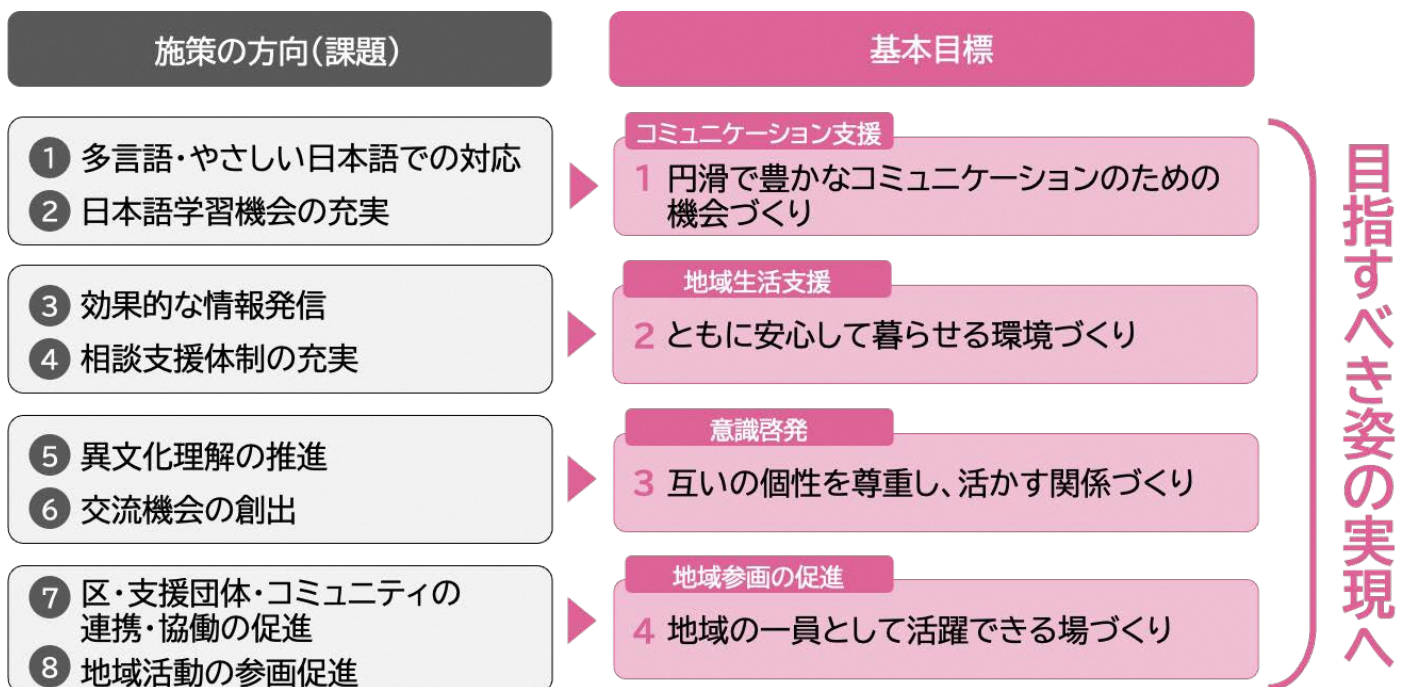
- ・区内には、外国にルーツを持つ人や日本に帰化した人など、国籍にかかわらず多様なバックグラウンドを持つ区民がいます。「日本人」と「外国人」という呼称の区別をなくし、主語を「だれもが」とすることで、国籍・文化などの背景にかかわらず、北区に住むすべての区民が本指針の当事者である、という点をより印象づけることを意識しました。
- ・共生をさらに推進するために、「相互理解」から「個性の尊重」へ考え方を発展させる必要があることを考慮しました。
- ・わたしたちが目指す地域社会は、国籍や文化にかかわらず、だれもが互いの個性を尊重し合い、地域の一員として、安心して暮らし、自分らしく心豊かに活躍できる「多文化共生のまち」です。この「多文化共生のまち」をつくるための指針であるというメッセージを表現しています。

2. 基本目標

基本理念(目指すべき姿)の達成に向けて、第2章の「北区の課題と今後の取組の方向性」に基づき、「機会づくり」「環境づくり」「関係づくり」「場づくり」の4つの柱を基本目標に掲げました。



●指針の全体像



3. 施策の方向・体系図

課題(施策の方向)から、重点施策(推進内容)を見出し、体系化しました。

基本理念 (目指すべき姿)	基本目標	施策の方向 (課題)	重点施策 (推進内容)
一人ひとりの個性を尊重し合い、だれもが地域の一員として活躍できる多文化共生のまち 北区	1 円滑で豊かなコミュニケーションのための機会づくり	(1) 多言語・やさしい日本語での対応	①多言語によるコミュニケーション支援
			②やさしい日本語の活用の促進
		(2) 日本語学習機会の充実	①地域日本語教育の充実
			②外国籍等の児童・生徒の学習支援の充実
	2 ともに安心して暮らせる環境づくり	(1) 効果的な情報発信	①行政・生活情報の多言語化
			②デジタル技術の積極的な活用
			③地域の実情に応じた情報提供の実施
		(2) 相談支援体制の充実	①外国籍等区民への相談支援体制の整備
			②日本籍区民への相談支援の充実
	3 互いの個性を尊重し、活かす関係づくり	(1) 異文化理解の推進	①異文化理解・多文化教育の促進
		(2) 交流機会の創出	①多文化共生をテーマにした交流イベントの開催
			②多文化共生関連イベントへの支援
	4 地域の一員として活躍できる場づくり	(1) 区・支援団体・コミュニティの連携・協働の促進	①多様な主体との連携・協働の促進
			②多文化共生ボランティアの育成
		(2) 地域活動への参画促進	①地域社会の担い手としての参画の促進
			②多様な主体との連携・協働の促進(再掲)

4. 推進体制

区では、本指針における各施策を効果的に実施していくために、以下の体制により取組を推進していきます。

1 推進体制

庁内の推進機関として、平成 30 年(2018 年)9 月に、北区長を長とする「北区多文化共生推進本部」を設置しました。また、平成 31 年(2019 年)2 月時の本指針をマスタープランとし、3 か年における個別事業を示すアクションプランである「北区多文化共生行動計画」を策定しました。現在、3 年ごとに必要な見直しを行い、全庁をあげて、各部署が計画に基づいた事業を推進しています。

現在、多文化共生を推進する体制のあり方について検討を行っておりますが、今後さらに外国籍等区民が増加していくと予測される中で、学識経験者や外国人を含めた区民などと定期的に意見交換できる会議体の立上げのほか、多文化共生を担う専管組織や中間支援組織の設置を含めた推進体制のあり方について、引き続き検討を行っていきます。

2 支援団体・コミュニティなどとの連携・協働の推進

多文化共生の課題はさまざまな分野にわたるものであり、地域の課題解決にあたっては、区民をはじめ、NPO・支援団体、コミュニティ、大学、企業など、多様な主体との連携や協働は欠かせません。

区は、多くの主体が関わったネットワークの形成を支援し、北区NPO・ボランティアぷらざなどの機能も活用しながら、多様な主体と連携・協働を促進していきます。

3 国や東京都などとの連携

多文化共生を効果的に推進していくために、国や東京都のほか、公益財団法人東京都つながり創生財団、一般財団法人自治体国際化協会(CLAIR / クレア)などと連携していきます。

また、東京圏では、多文化共生にかかる同様の課題を抱えている自治体も多いため、広域的なエリアで連携を図っていく必要があります。外国人の割合が高い周辺自治体などとの情報交換をはじめ、他区市などと連携した多文化共生施策について研究していきます。

第4章

重点施策

改定のポイント

日本籍区民と外国籍区民がともに安心して暮らせるよう、日本語教育をはじめとするコミュニケーション支援のさらなる強化、防災や教育など地域生活に必要な情報の多言語化やデジタル技術を活用した効果的な発信に加えて、区と支援団体やコミュニティとの一層の連携・協働による多文化共生のまちづくりなどの視点を盛り込んでいます。

基本目標 1

円滑で豊かなコミュニケーションのための機会づくり

施策の方向

(1) 多言語・やさしい日本語での対応

外国籍等区民が必要な情報を取得し、地域で円滑なコミュニケーションを図り、豊かな人間関係を育むことができるよう、「やさしい日本語」を含む多言語での対応を推進していきます。

① 多言語によるコミュニケーション支援

外国籍等区民が各種相談や手続きのために区の窓口を訪れた際に、多言語による対応を充実させるため、通訳の配置のほか、スマートフォンの多言語音声翻訳アプリや通訳クラウドサービスをはじめICTを積極的に活用していきます。

推 進

- ・ ボランティアによる通訳の充実
- ・ NPOなどとの連携による多言語情報の提供
- ・ 多言語音声翻訳アプリの活用
- ・ 通訳クラウドサービス(電話・映像通訳)の活用

② やさしい日本語の活用の促進

外国籍等区民とのコミュニケーションを図るためのツールとして、やさしい日本語の活用を促していきます。区職員はもちろん、今後は区民に対してもやさしい日本語の認知度を高め、地域社会での活用を促していきます。

推進

- ・ やさしい日本語による情報提供の充実
- ・ やさしい日本語の職員研修の実施
- ・ 区民への「やさしい日本語」普及事業(講座など)の実施

施策の方向

(2) 日本語学習機会の充実

増加を続ける外国籍等区民が、日常生活及び社会生活を地域住民とともに円滑に営むことができるよう、日本語教育の推進に関する法律(令和元年法律第 48 号)が令和元年(2019 年)6 月に施行されました。区は、この法律の主旨を踏まえ、地域の状況に応じた生活に必要な日本語教育を推進していきます。

また、子どもたちの健全な発育、進学、就職などの促進に向けて、学校での日本語学習の支援の充実を図ります。

① 地域日本語教育の充実

生活に必要な基礎的な日本語の学習機会を提供するため、北区日本語教室の運営を推進していきます。また、区内で日本語の学習支援を行う団体との連携の強化を図るとともに、日本語学習支援のボランティア人材の養成・活動機会の提供を図り、地域における日本語学習の場の提供体制の強化を図ります。

推進

- ・ 北区日本語教室の運営
- ・ 日本語学習に関する情報発信
- ・ 日本語学習支援団体との連携の強化
- ・ 日本語学習支援のボランティアの養成と活動の場の確保

コラム 北区日本語教室

北区では、外国籍区民が生活に必要な日本語能力を身につけられるよう、令和 4 (2022)年度から「北区日本語教室」を開催しています。

教室ではボランティアの協力を得て会話の練習を行うなど、コミュニケーション能力の向上を重視しています。参加した外国籍区民からは、北区日本語教室で身につけた日本語で地域の日本人と会話ができたといった声をいただいたほか、中には区の庁舎や区立学校において、外国人に対する通訳や翻訳を行うボランティアとして活動する人も誕生しました。

なお、北区日本語教室で受入れできない外国籍区民は、区内のボランティアによる教室へ案内するなど、地域のボランティア教室との連携も強化しています。

北区の日本語教室マップ▶

▼北区日本語教室の様子



さたぐ にほんご きょうしつ まっぷ
City of Kita 北区の日本語教室マップ

日本語教室では、無料または安い料金を月謝の範囲がくまます。
日本語を習得したい人は、それぞれの教室で確認してください。

※各教室の定員は、各教室の定員表をご覧ください。

No.	教室名	場所	日時	料金	定員	連絡先
	Class Name	Place	Day & Time	Fee	Capacity	Contact
1	外国人児童・生徒のための日本語教室	区民文化センター	午前10:45~11:45 午後19:45~21:45	2,000円 3,000円	15名(15歳以下)	区民文化センター 03-562-2800
2	外国人児童・生徒のための日本語教室	区民文化センター	午前10:45~11:45 午後19:45~21:45	2,000円 3,000円	15名(15歳以下)	区民文化センター 03-562-2800
3	外国人児童・生徒のための日本語教室	区民文化センター	午前10:45~11:45 午後19:45~21:45	2,000円 3,000円	15名(15歳以下)	区民文化センター 03-562-2800
4	外国人児童・生徒のための日本語教室	区民文化センター	午前10:45~11:45 午後19:45~21:45	2,000円 3,000円	15名(15歳以下)	区民文化センター 03-562-2800
5	外国人児童・生徒のための日本語教室	区民文化センター	午前10:45~11:45 午後19:45~21:45	2,000円 3,000円	15名(15歳以下)	区民文化センター 03-562-2800
6	外国人児童・生徒のための日本語教室	区民文化センター	午前10:45~11:45 午後19:45~21:45	2,000円 3,000円	15名(15歳以下)	区民文化センター 03-562-2800
7	外国人児童・生徒のための日本語教室	区民文化センター	午前10:45~11:45 午後19:45~21:45	2,000円 3,000円	15名(15歳以下)	区民文化センター 03-562-2800
8	外国人児童・生徒のための日本語教室	区民文化センター	午前10:45~11:45 午後19:45~21:45	2,000円 3,000円	15名(15歳以下)	区民文化センター 03-562-2800
9	外国人児童・生徒のための日本語教室	区民文化センター	午前10:45~11:45 午後19:45~21:45	2,000円 3,000円	15名(15歳以下)	区民文化センター 03-562-2800

(このマップは2024年4月1日より有効です。最新の情報は、各教室の定員表をご覧ください。)

日本語教室では、無料または安い料金を月謝の範囲がくまます。
日本語を習得したい人は、それぞれの教室で確認してください。

※各教室の定員は、各教室の定員表をご覧ください。

② 外国籍等の児童・生徒への学習支援の充実

外国籍等区民の増加に伴い、日本語指導が必要な児童・生徒が増加していることから、子どもたちの学習環境の充実や就学促進を図っていきます。

推進

- ・ 増加する外国人児童・生徒に対する日本語指導の充実
- ・ 外国籍等区民の子どもたちの学習支援団体との連携の強化

基本目標 2

ともに安心して暮らせる環境づくり

施策の方向

(1) 効果的な情報発信

行政サービスや地域生活で必要となるルールやマナーについての情報提供が課題となっていることを踏まえ、必要な情報をよりわかりやすく、多様なメディアで発信し、ともに安心して生活することができる環境整備に努めていきます。

① 行政・生活情報の多言語化

外国籍等区民が、母国語で必要な情報を取得できるよう、引き続き公式ホームページの自動翻訳機能を充実させるなど、行政・生活情報のさらなる多言語化及びやさしい日本語での対応を進めていきます。とくに、災害等の緊急情報については、北区防災ポータルサイトや北区防災アプリを活用し、多言語で即時に提供していきます。また、北区国際交流紙「Global Thinking」の内容を充実させ、地域生活で必要となるルールやマナーの多言語による周知を強化していきます。

推進

- ・ 公式ホームページの多言語化の推進
- ・ 医療・福祉・子育て・教育などの各種サービスに関する多言語による情報提供・相談支援
- ・ 多言語による防災情報の同時発信
- ・ 生活習慣・マナーなどの理解の促進
- ・ 北区国際交流紙「Global Thinking」の内容充実
- ・ 東京都が作成する生活情報冊子「Life in Tokyo:Your Guide」の配布

北区国際交流紙 Global Thinking は、生活に必要な情報を 6 言語(英語・中国語・ハングル・フランス語・ベトナム語、やさしい日本語)で作成している広報紙です。

年 4 回発行し、公式ホームページに掲載するほか、区内各駅の広報スタンドや図書館、区民事務所、文化センターなどの区関係施設にフリーペーパーとして配布しています。

▼外国籍区民のための情報紙 Global Thinking

GLOBAL THINKING NO. 84 2024.12

① English ② 中文(簡体字) ③ 한국어 ④ やさしい日本語 ⑤ Français ⑥ Tiếng Việt

Resident Tax Filing Information for Residents who reside in Kita City as of January 1st 2025

★What is "resident tax"?

→It is a tax paid to the city where you live.

★What is "filing"?

→It means reporting the money (salary) you earned from working in 2024.

★When to file

From February 17th (Mon) to March 17th (Mon), Reiwa 7 (2025)

★Who should file

①Persons living in Kita City on January 1, 2025 (Reiwa 7), who worked in 2024 (Reiwa 6).

②Persons who own a company or a house in Kita City, even if they do not live there.

※Please bring a document showing your My Number, passport, or residence card, etc.

※If you did not work in 2024, please indicate how you paid for the cost of living, on the reverse side of the declaration, in the section "Persons who did not have any taxable income in the previous year."

★Who doesn't need to file

①Persons who have filed an income tax return to the tax office.

②Persons whose employers have declared (reported) income to Kita City Office.

★Tax exemption for dependent family members living abroad

※Taxes may be reduced for persons who provide living expenses to family members overseas.

To receive a tax deduction for dependents, the following are required:

①Documents that show you sent money over 380,000 yen to each dependent family member.

②Documents that show your relationship with your dependent family member.

Please bring us documents 1 and 2.

◇Inquiries: Tax Administration Section, Counters 8-11, 2F, No. 1 Bldg., Kita City Office
☎03-3908-1113

Watch out for Ponzi scheme!

Once you send money, you will lose contact with them. If you are in trouble, contact the police.

◇Tokyo Metropolitan Police Department General Advisory Center ☎#9110

Be mindful not to make loud noises.

The noise you make may cause trouble with your neighbors. Turn down music, TV, and other sounds. Avoid talking loudly or using the washing machine or vacuum cleaner late at night or early in the morning.

◇Inquiries: Environmental Regulatory Investigation Section, Environment Division ☎03-3908-8611

CINGA Support Center

Free telephone consultation for your with foreign roots and their families. You can consult about anything, such as living.

Interpreters are available to help when r

Phone: ☎03-6261-6356

Days: Every Tuesday, Wednesday, ar

Time: From 1 PM to 4 PM

Check here for details: ➡

① English/ 英語

▼設置の様子



② デジタル技術の積極的な活用

外国籍等区民の情報取得ツールとして、SNSや公式ホームページを利用する人が増えているため、AI音声翻訳などのデジタル技術も活用し、より効果的な情報発信を行っていきます。

推進

- ・ 外国籍等区民に向けたSNSによる情報発信
- ・ 公式ホームページの多言語化の推進(再掲)

③ 地域の実情に応じた情報提供の実施

防災や医療、福祉、子育て、教育など地域生活に必要な情報について、外国籍等区民が集まるイベントや日本語教室での周知など、効果的な情報伝達ルートを確保していきます。また、だれもが犯罪に巻き込まれたり、犯罪に加担することがないように、警察署などと連携し、多言語による防犯情報の提供を行っていきます。さらに、北区で話者の多いミャンマー語、ネパール語、ベンガル語などの言語対応を充実させていきます。

推進

- ・ 日本語教室などでの情報提供の実施
- ・ 警察署などと連携した防犯の取組の推進
- ・ 地域の実情に応じた言語での対応

施策の方向

(2) 相談支援体制の充実

外国籍等区民や外国籍等区民と関わりがある日本籍区民が、日常生活での困りごとを気軽に相談できる多言語対応の可能な相談窓口の整備に向けた検討を行うとともに、相談内容に応じて、より専門的な機関への紹介を行います。

① 外国籍等区民への相談支援体制の整備

外国籍等区民が行政・生活情報を入手し、地域生活で生じるさまざまな問題について相談できるよう、多言語で相談に応じる体制の整備に向けた検討を行います。

推進

- ・ 外国籍等区民の総合相談窓口の設置に向けた検討
- ・ 東京都やNPOなどが設置する外国人向け相談機関の周知
- ・ 東京都や弁護士法人などが実施する外国人向けの専門家による相談会の情報提供

② 日本籍区民への相談支援の充実

外国籍等区民の増加に伴う、さまざまな課題に対応するため、関係機関と連携しながら日本籍区民からの相談に対応します。また、NPO・支援団体、コミュニティなどの活動を支援し、連携を図るとともに、多言語音声翻訳アプリの利用などを周知していきます。

推進

- ・ 医療・福祉・子育て・教育などの各種サービスに関する多言語による情報提供・相談対応(再掲)
- ・ 外国籍等区民の総合相談窓口の設置に向けた検討(再掲)
- ・ 多様な主体との連携・協働の促進
- ・ 多言語音声翻訳アプリの利用の周知

コラム 多言語音声翻訳アプリ『VoiceTra』

VoiceTra(ボイストラ)は、総務省が所管する国立研究開発法人情報通信研究機構(NICT)が開発したスマートフォン用の多言語音声翻訳アプリです。

翻訳できる言語は 31 言語で、ダウンロード、利用もすべて無料です。詳しくは、VoiceTra(ボイストラ)サポートページをご覧ください。



基本目標 3

互いの個性を尊重し、活かす関係づくり

施策の方向

(1) 異文化理解の推進

国籍や言語、文化などの違いにかかわらず、日本籍区民と外国籍等区民が互いの個性を尊重する関係づくりを推進します。その実現のために、互いの文化的背景、そしてそれに伴う生活習慣などの違いについて知るための異文化理解の機会を推進します。

① 異文化理解・多文化教育の促進

異文化への理解を深めるため、日本籍区民向けに多文化共生に関する講座やイベントなどを実施します。また、区立小・中学校において、外国の文化、多様な考え方に対する理解を深める教育を行います。

推 進

- ・ 異文化体験イベントの開催
- ・ 多文化共生関連イベントの実施
- ・ 区民への「やさしい日本語」普及事業(講座など)の実施(再掲)
- ・ 多文化教育の推進

施策の方向

(2) 交流機会の創出

多くの区民が地域を知り、地域住民と関わりを持つことができる機会を提供します。各国の文化の魅力を伝える国際交流イベントのほか、日本籍区民と外国籍等区民、または外国籍等区民同士の交流の場を設定し、友好的な関係づくりを後押しします。

① 多文化共生をテーマにした交流イベントの開催

ふるさと北区区民まつりにおける「国際ふれあい広場」をはじめ、互いの国の文化を紹介する交流イベントを開催し、地域住民が交流する機会や場を創出していきます。

推進

- ・ ふるさと北区区民まつり「国際ふれあい広場」の実施及び参加促進
- ・ 留学生に対する地域住民との交流の場の提供
- ・ 国際交流イベントの実施

② 多文化共生関連イベントへの支援

NPO団体や民間団体、自治会などの主催する多文化共生に関するイベントについて、後援名義使用や地域住民へのPR・周知などの支援を通じて、交流が生まれる機会の創出に努めていきます。

推進

- ・ NPO や自治会などが実施するイベントへの支援

コラム

ふるさと北区区民まつり「国際ふれあい広場」

ふるさと北区区民まつりの王子会場(飛鳥山公園)において、国際交流団体の協力による「国際ふれあい広場」を設置し、各国民族料理や民芸品の出店などを行い、異文化交流や多文化共生のPRを図っています。

国際ふれあい広場の様子 ▶



基本目標 4

地域の一員として活躍できる場づくり

施策の方向

(1) 区・支援団体・コミュニティの連携・協働の促進

外国籍等区民が仕事、子育て、教育、ボランティアなどを通じて、地域社会とつながりを持ち、地域の一員として活躍できるよう、外国籍等区民への支援に取り組むNPOなど多様な主体との連携・協働を促進していきます。

① 多様な主体との連携・協働の促進

NPOやボランティア団体、外国人コミュニティ、大学・日本語学校・外国人学校、自治会・町会など、地域の外国籍等区民の支援に取り組む団体の把握に努めるとともに、多様な主体が関わったネットワークの形成を支援し、幅広く連携・協働を図っていきます。

推 進

- ・ 多様な主体との連携・協働の促進(再掲)
- ・ 多文化共生ネットワークの形成に向けた検討
- ・ 外国人コミュニティの把握

② 多文化共生ボランティアの育成

言葉の壁は、外国籍等区民が地域参画する際の障壁となり得ます。その障壁を取り除くため、通訳・翻訳や、国際交流イベントで活動する多文化共生ボランティアを募集・育成し、さまざまな場面で語学力を活かして活動できる機会を増やしていきます。

推 進

- ・ 多文化共生ボランティアの募集・育成
- ・ 日本籍区民と外国籍等区民が情報共有できる場の提供

町会の情報や地域が主催するイベントなどについて、多言語ややさしい日本語での情報提供を行い、外国籍等区民が地域の担い手としてさまざまな場面で活躍できるようにします。

また、支援団体やコミュニティなどと連携を深め、地域活動への参画を促していきます。

① 地域社会の担い手としての参画の促進

外国籍等区民が町会・自治会やPTA、地域行事に参加し、さらには地域の担い手として参画することができるよう、地域が主催するイベントなどについて、多言語ややさしい日本語での情報提供を行い、参加を促進します。

推 進

- ・ 町会・自治会への加入促進
- ・ 地域のイベント情報の多言語及びやさしい日本語による提供

② 多様な主体との連携・協働の促進(再掲)

コラム 地域における多様な主体の連携・協働の取組

①自治会と大学が連携し、外国籍区民との交流を推進

西が丘三丁目団地では、外国籍区民の増加に伴い言葉や文化の違いから団地のルールが守られないなどの課題が生じていました。区は、こうした課題を解決するため、NPO 法人彩結びとの協働により団地集会所において日本語を学ぶ交流会などの活動を行いました。

現在、この活動を東洋大学の多文化共生コースの学生たちが引き継ぎ、自治会と連携し、多文化交流事業「西が丘多文化クラブ」を開催しています。このクラブでは、子ども向けの学習支援やレクリエーション、お祭りなどのイベントを行い、団地に住む外国籍区民との交流づくりを行っています。こうした取組により住民同士が顔見知りとなり、外国籍区民の生活ルールの理解や、行事への参加促進などにつながっています。

②保育園、社協など多様な団体に関わり、だれもが暮らしやすい地域づくりを推進

桐ヶ丘地区では、外国籍区民(特にムスリム(イスラム教徒)の人たち)の暮らしの中での困りごとをきっかけに、社会福祉協議会、保育園、大学、日本語学校、法律事務所などさまざまな団体がつながり、地域での生活を支え合い、交流するための地域活動支援団体「TOMONI(ともに)」が発足されました。

現在、社会福祉法人つばみ会が運営する保育園「LIFE SCHOOL 桐ヶ丘こどものもり」を拠点とし、毎月第4日曜日に、学校や自治体から届く日本語で書かれた手紙の内容を相談できる日本語の支援や生活面でのアドバイスを行うとともに、イスラム文化やハラル食への理解を深めるイベントなど外国籍区民主体の交流活動を行っています。

資料編

1. 東京都北区多文化共生推進検討会設置要綱

5 北 総 総 第 1 8 1 6 号
令和5年5月22日区長決裁

（設置）

第1条 北区多文化共生指針（平成30年8月30日区長決裁。以下「指針」という。）の評価及び改定を行うため、東京都北区多文化共生推進検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 検討会は、次に掲げる事項を所掌する。

- 一 区長の諮問に応じ、指針の評価及び改定に関し必要な事項を検討し、答申すること。
- 二 その他検討会の目的を達成するために必要と認められる事項

（組織）

第3条 検討会は、次に掲げる者につき、区長が委嘱する委員をもって組織する。

- 一 学識経験者 2人程度
- 二 区内各種団体構成員 6人程度
- 三 公募による区民 2人程度

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、前条の規定による委嘱の日から令和7年3月31日までとする。

（会長及び副会長）

第5条 検討会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 会長は、検討会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討会は、会長が招集する。

2 検討会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 検討会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 検討会の会議は、公開とする。ただし、出席委員の過半数で議決したときは、非公開とすることができる。

(委員以外の者の出席)

第7条 検討会は、検討のため必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めて、意見を聴き、又は説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 検討会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱の施行に関し必要な事項は、総務部長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年5月22日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

付 則(令和5年8月18日5北総総第3258号区長決裁)

この要綱は、令和5年8月18日から施行する。

2.東京都北区多文化共生推進検討会委員名簿

(敬称略)

役職	区 分		氏 名	所 属
会長	学識経験者		むらかみ かずき 村 上 一 基	東洋大学社会学部国際社会学科准教授
副会長			つちだ くみこ 土田 久美子	駒澤大学文学部社会学科准教授
委員	区内各種団体構成員	国際交流	まるやま たかし 丸 山 隆 司	北区日中友好協会事務局長
委員		町会・自治会	しもやま ゆたか 下 山 豊	北区町会自治会連合会会長
委員		日本語学校	やまぐち しずこ 山 口 閑 子	ジェット日本語学校校長
委員		外国人学校	ジョルジュ グザヴィエ	東京国際フランス学園管財・安全危機管理課課長
委員		ボランティア	もり あきこ 森 明 子	日本語テラス
委員		社会福祉協議会	の ろ なおき 野呂 尚 暉	北区社会福祉協議会地域福祉係
委員	公募による区民		なか い 中 井 エレーナ	北区在住
委員			レグミ ビセソル	北区在住

合計10人

3.北区多文化共生指針改定の経過

令和 5 年(2023 年)	
8 月 28 日	第 1 回東京都北区多文化共生推進検討会 (北区多文化共生指針の改定方針について)
11 月 6 日～11 月 30 日	北区外国人意識・意向調査実施(アンケート調査)
11 月 20 日～12 月 6 日	外国人団体向けアンケート調査の実施
12 月 18 日	第 2 回東京都北区多文化共生推進検討会 (北区外国人意識・意向調査の実施について)
令和 6 年(2024 年)	
3 月 18 日	第 3 回東京都北区多文化共生推進検討会 (北区における外国人の現状と課題について)
7 月 8 日	第 4 回東京都北区多文化共生推進検討会 (北区多文化共生指針の基本理念について)
10 月 2 日	第 5 回東京都北区多文化共生推進検討会 (基本目標、施策の方向、重点施策について)
11 月 18 日	第 6 回東京都北区多文化共生推進検討会 (北区多文化共生指針改定(案)について)
12 月 2 日～1 月 8 日	北区多文化共生指針改定(案)パブリックコメント実施
令和 7 年(2025 年)	
2 月 6 日	第 7 回東京都北区多文化共生推進検討会 (パブリックコメントの実施結果について)
4 月	北区多文化共生指針 改定

北区多文化共生指針【令和 7 年(2025 年)改定版】

令和 7(2025)年 4 月発行

刊行物登録番号

6-1-090

発 行 北区 総務部 総務課 総務係

〒114-8508 東京都北区王子本町 1-15-22

電話 03-3908-9308

編 集 ひらがなネット株式会社

